事業支援・仕事・技術・資格の情報ページ

不払いや融資など仕事・経営の相談は遠慮なく東京土建の各支部事務所まで。

点検商法から住民を守る
相談活動に感謝の声

全都での点検商法への警戒を呼び掛けるために東京土建が作成したポスター

【本部仕事対策部発】「屋根が傷んでいる。近くで工事をしていて、今なら足場の移送費がかからないから安くなると言われている」。

2022年6月5日、第45回住宅デー三鷹武蔵野支部吉祥寺分会中町通り公園会場へ来場した市民からの相談です。「本当なのか知りたくて来ました」。会場企画「ドローンで無料屋根調査」もあっての来場です。

対応した相談員は、（一社）住宅リフォーム推進協議会発行のリフォームガイドブックを使い、リフォーム事業団体・リカコの説明をしました。さらに「工事は東京土建に頼みます、と言えば、おそらく来なくなります」と伝えたところ、相談者は「安心しました。そうします」と帰路につきました。

こうした点検商法では、各支部から地域住民を被害から守った報告が寄せられています。

杉並支部では屋根工事など複数の工事を次々と施工された高齢者からの相談に対応し、消費者センターへ橋渡し、被害拡大を防いでいます。そして、警鐘を鳴らすため、杉並支部独自ステッカー（左下参照）を相談者や高齢者組織へ配布しています。

地域でのネットワーク作りを

（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターの住宅相談統計年報2022による と、電話相談である住まいるダイヤルでは、関東地方が電話相談全体の45・1%を占め、特に「リフォーム相談」では49・8%を占めています。

さらに（独法）国民生活センターへは、訪問販売による次のような相談が寄せられています。

「契約をせかされて不要なリフォーム工事をした」、また点検に来たと来訪し、「工事をしないと危険」などと言って商品やサービスを契約させる点検商法の相談が報告されています。点検商法は広がっています。

地域建設従事者組合の役割は、このような被害に対して、地域諸団体・個人、行政との連携で地域住民を守ることです。私たちは地域を基礎にして活動しているからこそ、対抗が可能になります。地域住民との信頼関係をさらに高めることにもつながります。

東京土建は全都での点検商法への警戒を呼び掛ける宣伝物を作りました。各支部での積極的な活用と被害を防ぐ地域のネットワークづくりを進めていきます。

杉並支部が独自で作成したステッカー

資格講習コーナー

お申込み、お問合せは各支部技術担当者へ

【作業主任者】
木造建築物の組立て3月8日～9日（水木）池袋、1万1500円

鉄骨の組立て2月7日～8日（火水）池袋、1万1500円

有機溶剤（塗料・シンナーに含有のエチルベンゼンや塗料剥離剤のジクロロメタンでも必要に）2月8日～9日（水木）池袋、1万1500円

石綿（石綿使用の建築物等の解体・リフォーム作業）3月9日～10日（木金）武蔵野スイングホール、1万1500円★**申込み期間あり、詳細はご所属支部へ**

特定化学物質・四アルキル鉛等3月15日～16日（水木）池袋、1万1500円

【特別教育など】
職長・安全衛生責任者3月1日～2日（水木）池袋、1万4500円

足場3月8日（水）池袋、7500円

フルハーネス①2月28日(火)池袋、②3月23日(木)池袋、8千円

石綿2月14日（火）池袋、4500円、自由研削砥石・丸のこ・熱中症と3日間セット割引1万7500円

自由研削砥石2月15日（水）池袋、8千円

丸のこ・熱中症2月16日(木)池袋、8千円、丸のこのみ5千円、熱中症のみ3500円、自由研削砥石と2日間セット割引1万4500円、石綿も含む3日間セット割引1万7500円

増改築相談員2月7日（火）池袋、**更新**（23年3月更新または22年3月未更新の方）午後のみ、2万円、**新規**（経験10年以上）丸一日、3万円

【溶接】
ガス溶接3月10日～11日（金土）城東職業能力開発センター(足立区)、1万6500円

【建設機械】
玉掛2月10日～12日(金土日)西多摩支部会館、2万2千円

車両系建設機械（整地等）技能講習（機体重量3トン以上）3月3日～4日（金土）西多摩支部会館、3万8千円、解体とセット割引5万8千円※特別教育修了後3カ月以上経験者かつ自動車運転免許証所持者

車両系建設機械（解体）技能講習3月5日（日）西多摩支部会館、2万2千円

【受験準備講座】
二級建築士（建設従事者向けカリキュラム、7月の学科試験をめざす半年の講座）1月29日～7月上旬（日曜月3回程度）池袋、19万円

【建築士講習】（東京土建ATEC）
建築士定期講習①3月7日(火)建設プラザかながわ(東神奈川駅)、②3月28日(火)池袋、1万円

連続講座　2022年度後期　第3回　事業所セミナー

働き方改革への対応せまる…
基礎講座③:
従業員の定着を一緒に考えよう!

2月22日(水)19時～20時30分　18時30分開場

会　場　東京土建本部会館とWEB(Zoom)

講　師　高田 聡史 特定社会保険労務士

費　用　無料

参加対象　事業主・総務担当者等

後期セミナーでは、労使関係でよくある事例について学習してきました。第3回は、監督署が実際に調査に入った場合、どういった点が重点になるか等、事例に基づいて学びます。

1月26日(木)に行なわれる第2回の参加を希望される方は、急いでお申し込みをお願いします。

お申込みは支部に配布済のチラシ裏面（東京土建HPからでもダウンロード可）の申込書をFAX(03-5332-3972)してください。

社労士ネット ひとこと コーナー 84

栗原さん

割増賃金改正4月から
いよいよ中小企業も適用に

割増賃金の改正が4月から中小企業にも適用されます。これまで時間外125%、法定休日135%、深夜（22～翌5時）割増25%でしたが、時間外が月60時間までは125%、月60時間超の部分は150%と2段階になります。

準備していない方に簡単な方法をご紹介します。

【準備1】時間単価を計算しておく

100%の金額が分からなければ125%も150%も計算できません。一方で「残業しても早上がりしても1日1万600円」といった昔ながらの給与制度の場合、この機会に法律や時代にあった方法に切り替えましょう。

【準備2】法定休日は曜日を決めてしまう

改正により、法定休日割増と時間外割増のどちらが高いかを断言することはできなくなりました。それならば、コストは二の次にして給与計算の簡便さを優先し、シンプルに「法定休日は●曜日」にしちゃいましょう。

【毎月の手順1】深夜割増を先に計算する

深夜に働いた時間を単純に合計して時間単価の25%をかけましょう。このあと、深夜割増を気にする必要はありません。

【毎月の手順2】法定休日の労働時間を計算する

準備2で決めた曜日＝法定休日（0～24時の24時間中）の労働時間を計算し、合計時間数に135%をかけて金額を求めます。深夜労働があっても手順1で支給済みなので問題ありません。

【毎月の手順3】法定休日でない休日の労働時間と要勤務日の残業時間を計算する

手順2以外の曜日の休日（例えば祝日）の労働時間と通常の勤務日の残業は合計して構いません。この合計時間が60時間を超えていれば、60時間×125%と60時間超の時間×150%を払って終了です。

社会保険労務士

栗原　清